設計業務委託における変動型最低制限価格制度の流れ図

＜令和6年4月＞

無効となる入札を除く

↓

最低価格入札者（一番札）

↓

１次判定

低入札基準価格を下回るか？

※低入札基準価格は、予定価格の10分の6から10分の8の範囲で、以下の各項目により算定した額の合計額とする。

（１）　土木関係に係る設計業務委託
　　ア　直接人件費の額
　　イ　直接経費の額
　　ウ　その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
　　エ　一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

（２）　建築関係に係る設計業務委託
　　ア　直接人件費の額
　　イ　特別経費の額
　　ウ　技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
　　エ　諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

下回らない場合 → 落　札（落札候補者）

下回る場合 →

２次判定

最低制限価格を下回る（全入札参加者の平均値の９０％未満）か？

下回らない場合（９０％以上） → 落　札（落札候補者）

下回る場合（９０％未満） → 失　格 → 次順位者に判定を移

※事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合、落札候補者の入札金額を除き、最低制限価格を算定する。